

提出書類チェックシート（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

※書類を返信用封筒に入れる前に必ずご確認ください。

準備された書類の□に✓を記入して、不足書類がないかを確認してください。

1. 必須書類

- ① 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）

※記入要領を確認の上、ご記入ください。

※職場から児童手当を受給している公務員の方は様式が異なります。（右上に『公務員用』と記載の申請書をご提出ください。）

- ② 申請者の本人確認書類の写し（コピー）

※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写しを添付してください。

- ③ 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※申請者本人の通帳やキャッシュカードの写しを添付してください。

2. 次の各項目に該当する方が提出する書類（非課税の方・家計急変の方共通）

別居している児童を監護している方

- ④ 当該児童の住民票（世帯主氏名と児童との続柄が記載され、発行から3か月以内のもの）
 ⑤ 別居監護申立書

※別居している児童が、児童手当の対象児童であり、既に熊本市に別居監護申立書を提出している場合は、④と⑤の提出は不要です。

※⑤別居監護申立書は、ホームページからダウンロードしていただくか、コールセンター（☎096-328-7770）へお電話いただければ郵送します。

未成年後見人の方

- ⑥ 未成年後見人である旨の申立書（様式自由）
 ⑦ 対象児童の戸籍抄本等（発行日から1か月以内のもの）
 ⑧ 対象児童の実親の状況（氏名、存否、住所）がわかる書類（様式自由）

その他の養育者の方

- ⑨ 対象児童の実親の状況（氏名、存否、住所）がわかる書類（様式自由）

里親の方

- ⑩ 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

令和4年1月1日時点の住所が「熊本市外」の方（申請者・配偶者それぞれ）

- ⑪ 個人番号のわかる書類（マイナンバーカードの写しなど）

【裏面もご確認ください】

3. 申請書中、「2. 支給要件」の「(2) 所得要件」において、家計急変の方が提出する書類

- ⑫ 簡易な収入見込額の申立書または簡易な所得見込額の申立書
※申請者の収入額が基準額以上の場合のみ「簡易な所得見込額の申立書」が必要です。

該当する収入の種類によって提出する書類が異なりますので、ご注意ください。

申請者と配偶者等のうち、給与収入がある方

- ⑬ 給与明細書などの収入額が分かる書類

申請者と配偶者等のうち、事業収入や不動産収入がある方

- ⑭ 帳簿などの収入額が分かる書類

申請者と配偶者等のうち、公的年金収入がある方

- ⑮ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類

※令和4年1月以降の任意の1か月の収入等で判定しますが、可能な限り直近の月を選んでください。

※令和4年4月以降に出生した新生児の場合でも、出生した月に関わらず、令和4年1月以降の任意の1か月を選んでください。（新生児の出生以前の月でも選べます。）

※申請者本人と扶養義務者等の任意の1か月は、同じ月にしてください。

※本チェックシート記載以外の書類を提出していただく場合があります。その際は、別途ご案内します。

- ・令和4年度住民税均等割が非課税の方 ⇒ 「1」と「2」の書類が必要です。
- ・家計急変の方 ⇒ 「1」と「2」と「3」の書類が必要です。